

会議録

和光市公平委員会

招集日時		令和5年度第2回公平委員会 令和5年9月28日(木)午後3時			開催場所 和光市役所3F 監査室	
宣言	開会	時間	午前14時50分	職・氏名	委員長 山崎 宏征	
	閉会	時間	午前15時05分	職・氏名	委員長 山崎 宏征	
参加者		委員長	山崎 宏征	委員	樫沢利博、出口かおり	
出席書記		奥山局長、大塚次長、舟越主査、清水			会議録作成者	清水
備考						
議 事						
<p>山崎委員長:ただいまから、公平委員会を開催します。本日の議題は、議案第2号「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて」です。まず、事務局から説明をお願いします。</p> <p>清水:はい。議案第2号について説明いたします。「管理職員等の範囲を定める規則」は、地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、同条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定める規則となります。令和5年10月1日の人事異動により、機関名と担当名が変更されることに伴う、規則改正となります。説明は以上になります。</p> <p>山崎委員長:議案第2号「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて」の説明が終わりました。ご意見等がございましたらよろしく願いいたします。</p> <p>樫沢委員:基本的な質問をしてよろしいでしょうか。私企業では、組合員であるかそうでないかによって、分かりやすいです。地方公務員法の規定では、管理職員と非管理職員は、どういうふうに規定されていますか。読めばいいのですが、すみません。</p> <p>大塚次長:管理職員等の定義は、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員となり</p>						

ます。

樫沢委員：普通に分かりやすくいえば、要するに資格で切ってますね、この資格以上は管理職、それより下だといえは非管理職。それから職務ポストに就いて、番号付けと等級付けをやって、その資格に就いた者は、管理職というのが一番わかりやすい方法なんだけど。今の話を聞いていると、だいたい私にはとても客観的な基準があるとは思えないんだけど。それは運用はどういうふうにされていたんですか。

大塚次長：そうですね。こちら規程の改正のところにも書かれていますが、基本的には概ね管理職手当を貰う、管理職の地位にある職員は、すべて管理職員等に入っています。

樫沢委員：それは分かります。管理職手当をもらう職員の規定は、またこの地方公務員法に戻るわけ。ごめんね、あえて聞いているんだけど。

大塚次長：はい。課長補佐級以上の職員が、いわゆる管理職手当を貰う職員なんですけど。地位でいえば、そこで線引きが一つありますが、課長補佐級以下の職員でも、例えば人事関係を担当する係長級の職員であったり。

樫沢委員：理解した。そうすると次の質問は、係長級の職員が管理職員相当職だったときに、転勤・職替えがあって、また元の階層に戻った時は、非管理職員に戻るんですか。

大塚次長：はい。

樫沢委員：そういう仕組みになっているわけね。

大塚次長：はい。あくまで該当する職位に従事している期間中は、管理職員等に該当すると。そこから離れた場合には、対象外になります。

樫沢委員：理解しました。その時は、今まで役所として人事管理があり、ちゃんと人事を見ていて、そういう中で運用しているという前提があるから、それに沿った形で今回もやりますよと。こういうことで組織替えになったんで、この組織替えて、相当者については管理職員等に認定しますと。こういう理解でよろしいですか。

大塚次長：今回は課名が変わったので、もともと課長補佐級以上というのは、課名は関係なく、そ

の方々には管理職になります。それ以下の係長級の職員の中で、一部の課に属している方は、この規程では課名が書いてあって、何とか課、何とか担当統括主査というふうに書いてあります。課名が変わると例規も変えなければいけなくなってしまうので。その組織の改正に応じて、新しくなった課名に修正しているというのが、今回一番大きな改正になります。

樫沢委員：理解しました。それで、またごめんね、要するに人事には非常に難しい局面、黒白ではなくて、灰色な部分がどうしても出てくるじゃないですか。そういう灰色の部分が出てきた場合に判断するのは、最終的には市長ですか。

大塚次長：それは、この管理職員等の範囲のなかに入るかということですか。

樫沢委員：そうです。

大塚次長：この管理職員等の範囲の中に入る人の選定、この改正案については、職員課から情報として、こういった形にして欲しいという内容できています。そういった新しい課名等を作るのは、最終的には市長の責任で行うことになりますので、おっしゃるとおりかと思います。

樫沢委員：基本的には市長は機関だから、だいたい下から上げてきたものを、こういうことになっていますと。

大塚次長：人事なので最終的には、調整とかはされると思いますが、当初の形式というのは、一応この組織改正も議会で承認が得られた結果に基づいて作られているので、そういった点では、議会の承認を得ている形になります。

樫沢委員：組織は議会にというのは分かるのだけど、都度都度の人事までは、議会が承認をする人事とかそういうのないでしょ。議会承認人事というのは、委員会くらいしかないでしょ。だから職員については議会の介入はない。ただ議会は、こういう者は管理職員にしていよいよ。ここに該当する者はというだけで。それ以外の運用については、市当局の行政権でも問題ない。こういうことだよな。

大塚次長：そうですね。誰をどこに置くかという人に関することについては、あくまで市長部局の方でやっている形になりますので。

樫沢委員：ごめんね、何度も聞いて。これに反対でも何でもないので。すいません。

大塚次長:とんでもないです。

出口委員:今のご質問に関連してちょっとお尋ねするんですけど。今まで改正前も改正後も普段の実務で、この管理職員等の範囲にある方が、具体的に誰であるのかというのは、明確になっていて、その職にあたるかどうかというところで、疑義が生じたことはないですよ。

大塚次長:そうですね。ここにおいては、課長補佐級以上の職員と統括主査が人事異動が発表されたときに、この統括主査は誰というのが特定されて任命されますので、そういった意味で、これに入るかどうか分からないといったことが生じたことはないです。

出口委員:分かりました。ちなみに改正は、組織改正に伴う職名の変更とかだと思いますが、今回の改正によって管理職員等の範囲について、実際に広くなるとか狭くなるというような点はいかがですか。

大塚次長:今回はございません。あくまで組織改正によって、同じ地位の方が、2ページ目を見ていただくと、駅北口まちづくり事務所に、新しく技術調整幹という方が追加で入っています。これは元々、駅北口土地区画整理事業事務所と、駅北口地区高度利用化推進室の職員が、一つの組織にまとまって、まちづくり事務所となったので、増えているように見えますが、実質これは同じ方がそのままスライドしてこの組織に入っているだけになります。1ページ目は、すべて課名が変わっただけの変更になります。そういった点では、対象者が広がったというような改正では今回ございません。

出口委員:変化なしということですね。

大塚次長:はい。

出口委員:ありがとうございます。

山崎委員長:それでは、議案第2号「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて」は承認ということによろしいでしょうか。

両委員:はい。

山崎委員長:他に事務局より連絡事項はありますか。

大塚次長:なしになります。こちらから追加の議案はございません。

山崎委員長:ほかになければ、本日の委員会を閉会します。お疲れさまでした。